第11回 制度設計ワーキンググループ 事務局提出資料 ~ガスシステム改革の検討状況について~

平成26年12月24日(水)

ガスシステム改革小委員会におけるガスシステム改革の検討

昨年11月に、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会に「ガスシステム改革小委員会」を設置し、ガスシステム改革に関する議論・検討を開始(これまでに19回開催)。

【委員長】

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

【委員】

引頭 麻実 大和総研常務執行役員

柏木 孝夫 東京工業大学特命教授

古城 誠 上智大学法学部教授

橘川 武郎 一橋大学大学院商学研究科教授

杉本まさ子 日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会常任顧問

永田 高士 公認会計士

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

第1回(平成25年11月12日)(1)ガス事業の将来性(2)ガスシステム改革の目的(3)検討の論点

第2回(同11月28日) ガス事業者からのヒアリング(グループ①) 第3回(同12月25日) ガス事業者からのヒアリング(グループ②)

第4回(平成26年1月30日) ガス事業者からのヒアリング(グループ③)

第5回(同2月24日) ガス事業者からのヒアリング(グループ④)

第6回(同3月11日) (1)ガス事業者からのヒアリング(グループ(5))(2)今後の進め方及び論点について

第7回(同4月3日) 小売事業に係る制度について 第8回(同5月2日) 導管事業に係る制度について

第9回(同5月29日) 需要家保安に係る責任の在り方について

第10回(同6月5日) 簡易ガス事業に係る制度について

第11回(同7月17日) 卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備について

第12回(同7月31日) (1)総合エネルギー企業創出のための環境整備について (2)これまでの審議の整理

第13回(同9月5日) (1)熱供給システムに関する検討開始(2)海外のガス事業の現状

第14回(同9月24日) (1)ガスシステム改革について(利用者保護のための措置/導管部門の中立性確保)

(2) 熱供給システム改革について(熱供給事業の現状及び熱供給事業者からの説明)

第15回(同10月30日) (1)ガス導管網などガス供給インフラの整備促進のあり方について(2)導管部門の中立性確保について

第16回(同11月14日) (1)熱供給システム改革に係る主要論点(2)導管部門の中立性確保について

第17回(同12月3日) 導管部門の中立性確保について 第18回(同12月9日) 導管部門の中立性確保について

第19回(同12月17日) (1)導管事業の類型整理と自己託送制度(2)利用者保護のための措置等

- ◆ 電力システム改革において小売の全面自由化が予定されていることに相まって、都市ガスの小売についても全面自由化を実施する方向。
- ◆ また、都市ガス会社の最終保障サービス、小売事業者の供給力確保義務等について、 電力システム改革と同様の方向。他方、他の熱源との競合状況等にかんがみ、小売料 金規制については原則撤廃するが、規制なき独占とならぬよう、競争環境が不十分な 事業者については、経過措置を残す方向。このほか、簡易ガス事業に関する規制の撤 廃、導管網の整備促進策等についても一定の方向性が得られている。
- ◆ ガス導管部門の中立性確保については、現行の「会計分離」よりも「法的分離」が望ま しいという議論が行われている。「法的分離」の決定は、今行うべきとの意見が示された 一方、1年間など期限を区切って制度の詳細設計を決定した上で最終的に決定すべき との意見も示された。また、法的分離の実施時期については、電力システム改革の議 論も参考に、十分な準備期間を設けるべきとの議論が行われている。

(参考)

都市ガス会社は「会計分離」の下での更なる中立性の確保を提案。一方、「法的分離」については、電気事業と異なり、

- ・他エネルギーと競合し、小売の需要開拓と一体で進めている導管延伸を阻害
- ・電力会社より小規模な都市ガス会社の資金調達力が低下
- ・災害時に小売部門も導管部門に協力する保安体制の確保が困難 等の影響があると指摘。

VI. その他の制度改革

- 5. 関連する諸制度の手当て等
- (4)ガス市場制度改革

小売自由化に伴う他業種からの参入、再生可能エネルギー、分散型エネルギー供給システムなどによる多様な供給力の活用により、電気と他の商品・サービスとの垣根は相対的に低下する。こうした中、<u>電力システム改革を貫く考え方は、同じエネルギー供給システムであるガス事業においても整合的であるべき</u>であり、<u>小売全面自由化、ネットワークへのオープンアクセス、ネットワーク利用の中立性確保、エネルギーサービスの相互参入を可能とする市場の活性化、広域ネットワークの整備などの、ガス市場における競争環境の整備が必要である。</u>

(参考2)エネルギー基本計画(平成26年4月11日 閣議決定)(抜粋)

第6節 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

我が国の電力、ガス、熱各エネルギー分野の供給構造は、業態ごとに事業法などで制度的に枠組みが整備されてきたことから、市場ごとの縦割型産業構造という特徴を持っている。

しかし、技術革新による各エネルギー源の利用の高効率化や用途の多様化が進んできたことから、一定の条件下では 効率的分配などに貢献していた縦割型産業構造は、むしろ非効率的な資源配分を生み出す仕組みとなっている。

こうした状況を踏まえ、<u>制度改革による市場の垣根の撤廃や、閉鎖的であったエネルギー産業構造に技術革新や異業種における効率的な経営手法を取り込むことで、より付加価値が高く、効率的な産業構造へと変革し、分断されたエネルギー市場を水平的に統合された構造へと転換を図ることが必要である。</u>

1. 電力システム改革の断行

(略)

このような大胆な改革について、三段階で順次制度改正を進め、これを2018年から2020年までを目途に完結することとしており、(略)第三段階の同法改正法案については、2015年通常国会に提出することを目指すものとしている。 (略)

- 2. ガスシステム及び熱供給システム改革の推進
- (1)低廉かつ安定的な供給を実現するガスシステムの構築に向けた改革

(略)

<u>電力システム改革と相まって</u>、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、<u>小売の全面自由化、LNG基地の在り方も含めた天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進や簡易ガス事業制度の在り方などの改革について検討</u>を進めていく。

(略)

(2)熱・電利用の効率化を促すための熱供給市場の構造改革

(略)

<u>電力・ガスのシステム改革と併せて</u>、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めていくことにより、<u>熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを</u>検討する。

〇エネルギー供給システム全体を改革するため、電力システム改革のみならず、ガスシステム改革、熱供給システム改革を一体的に進め、市場ごとの垣根を撤廃し、技術革新や異業種参入を 進める。

